

船橋市総合教育センター運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市総合教育センター運営委員会規則（昭和62年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、運営委員会の事務手続に関し、必要な事項を定める。

(委員の選出)

第2条 規則第3条第1項第1号から第4号までと第6号に掲げる委員の選出は、各団体の会長から推薦を受けて行うものとする。

2 同項第3条第1項第5号に掲げる委員の選出は、教育委員会から推薦を受けて行うものとする。

3 同項第3条第1項第7号に掲げる委員の選出は、教育長からの指名を受けて行うものとする。

(委員の数)

第3条 規則第3条第1項第1号から第4号までと第6号に掲げる委員の数は各1人とし、同項第5号に掲げる委員の数は2人とし、同項第7号に掲げる委員の数は3人とする。

(委員の任期)

第4条 規則第3条第2項本文に規定する委員の任期は、第1回の運営委員会開催日から一年間とする。

(公務災害補償)

第5条 運営委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて取り扱うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の事務手続に関し必要な事項は、委員長が決定する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。